## 岩手県告示第214号

武道館条例(昭和61年岩手県条例第46号。以下「条例」という。)第6条第2項の規定により、岩手県営武道館の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表 1 又は表 2 に掲げる額(附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、表 1 又は表 2 に掲げる額に表 3 に掲げる額を加算した額)
- 2 条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合にあっては、表4に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和6年4月1日

表1 アマチュアスポーツに使用する場合の施設の利用料金

								貸切	使用						区分使用	個人	使用
	区分				土曜日	及び休日					その作	也の日					
			入場料	等を徴収	しない	入場料等を徴収する場			入場料等を徴収しない			入場料等を徴収する場				1人4時間までごとに	
			場合			合			場合			合					
			8時か	12時か	17時か	8時か	12時か	17時か	8時か	12時か	17時か	8時か	12時か	17時か	1区分	普通	回 数
			ら12時	ら17時	ら21時	ら12時	ら17時	ら21時	ら12時	ら17時	ら21時	ら12時	ら17時	ら21時	ごとに	使 用	使 用
			まで1	まで1	まで1	まで1	まで1	まで1	まで1	まで1	まで1	まで1	まで1	まで1		( 1	( 6
			時間ま	時間ま	時間ま	時間ま	時間ま	時間ま	時間ま	時間ま	時間ま	時間ま	時間ま	時間ま		回に	回に
			でごと	でごと	でごと	でごと	でごと	でごと	でごと	でごと	でごと	でごと	でごと	でごと		つき	つき
			に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に		)	)
	小	学校児	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	貸切使	円	円
大道	童、	、生徒	1, 090	1,370	2, 280	2, 190	2,740	4,570	910	1, 140	1,900	1,820	2, 280	3,810	用の場	140	700
場	及で	び学生	1, 000	1,010	2,200	2, 100	2, 110	1,010	310	1, 110	1,000	1,020	2,200	0,010	合の利	110	.00
	<b>一</b> 角	段	2, 190	2, 740	4, 570	4, 380	5, 490	9, 140	1,820	2, 280	3, 810	3, 650	4,570	7,620	用料金	360	1,800
柔道	小台	学校児													の額の		
場及	童、	、生徒	540	680	1, 140	1,090	1,370	2, 280	450	570	950	910	1, 140	1,900	50パー	140	700
び剣	及で	び学生													セント		
道場	<b>—</b> я	段	1, 090	1, 370	2, 280	2, 190	2,740	4, 570	910	1, 140	1,900	1,820	2, 280	3,810	に相当	360	1,800
		小 学													する額		
		校児													(その		
	近	童 、	590	590	1, 180	1, 180	1, 180	2, 360	480	480	980	980	980	1,970	額に10	140	700
	的	生徒													円未満の端数		
弓道	場	及び													が生じ		
場		学生			_	_	_							_	か生したとき		
		一般	1, 180	1, 180	2, 360	2, 360	2, 360	4, 730	980	980	1,970	1, 970	1,970	3, 940	は、こ	360	1,800
	遠	小学	201			=0.0	=0.5								れを切		
	的坦	校児	290	290	590	590	590	1, 180	240	240	480	480	480	980	り捨て	140	700
	場	童 、													7,111		

		生 徒													た額)		
		及び															
		学生															
		一般	590	590	1, 180	1, 180	1, 180	2, 360	480	480	980	980	980	1,970		360	1,800
	小:	学校児															
相撲	童、	、生徒	230	230	480	470	470	980	190	190	400	390	390	810		140	700
場	及证	び学生															
	<b>→</b> £	般	470	470	980	950	950	1, 960	390	390	810	790	790	1,630		360	1,800

## 備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日まで の日並びに1月2日及び3日をいう。
- 3 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他 これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 4 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するときは、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 アマチュアスポーツ以外の催しに使用する場合の施設の利用料金

							貸切	使用						区分使用	
		土曜日及び休日								その値	也の日				
区	分	入場料等 合	等を徴収 โ	しない場	入場料	等を徴収っ	する場合	入場料等 合	穿を徴収↓	しない場	入場料等	等を徴収っ	する場合	1 区分ごとに	
		8時か	12時か	17時か	8時か	12時か	17時か	8 時か	12時か	17時か	8 時か	12時か	17時か	1位力ことに	
		ら12時	ら17時	ら21時	ら12時	ら17時	ら 21 時	ら12時	ら17時	ら21時	ら12時	ら17時	ら21時		
		まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで		
大道場	且	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	貸切使用の場合	
八旦初	勿	43, 810	68, 620	91, 540	65, 720	102, 950	137, 310	36, 520	57, 170	76, 290	54, 760	85, 780	114, 410	の利用料金の額	
柔 道 び剣道		21, 910	34, 300	45, 760	32, 860	51, 470	68, 650	18, 240	28, 590	38, 150	27, 380	42, 900	57, 200	の50パーセント に相当する額(	
弓道	近的 場	11,800	14, 800	23, 680	23, 640	29, 580	47, 340	9, 840	12, 330	19, 730	19, 680	24, 630	39, 460	その額に10円未満の端数が生じ	
場	遠的場	5, 910	7, 400	11, 820	11, 800	14, 800	23, 680	4, 910	6, 160	9, 870	9, 840	12, 330	19, 730	たときは、これ を切り捨てた額	
相撲場	易	4, 900	5, 930	9, 860	9, 830	11, 820	19, 720	4, 090	4, 920	8, 200	8, 170	9, 870	16, 430	)	

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 3 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他 これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

4 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するときは、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額の時間割計算による額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表3 附属の施設又は設備の利用料金

				利用料金					
区	分		単位	アマチュアスポーツ	その他の催しに使用				
				に使用する場合	する場合				
第1会議室		1時間までご	レリア	円	F.				
<b>分 1 云磯宝</b>		1 時間ま (こ)	C (C	690	1, 580				
第2会議室		1時間までご	とに	280	660				
第3会議室		1時間までご	とに	260	630				
第4会議室		1時間までご	とに	260	630				
ステージ		1時間までご	とに	300					
	生徒及び学生	1人につき	普通使用(1回につき)	150	830				
トレーニング室	主促及0、手生	171078	回数使用(6回につき)	750					
トレーニング主	一般	1人につき	普通使用(1回につき)	310	830				
	- 加文	1人につき	回数使用(6回につき)	1,550					
放送設備(アリー)	ナ)	1式1時間ま	でごとに	300	710				
放送設備(その他)		1式1時間ま	でごとに	260	630				
電光得点盤		1式1時間ま	でごとに	360	710				
電光掲示板		1式1時間ま	でごとに	280	540				
ピアノ		1台1時間ま	でごとに	570	1, 150				
机		1台5時間ま	でごとに	30	80				
椅子(1人用)		1脚5時間ま	でごとに	20	40				
防具		1組1人1回	ごとに	140					
バレーボール用具		1式1時間ま	でごとに	30	80				
テニス用具		1式1時間ま	でごとに	40	100				
ハンドボール用具		1式1時間ま	でごとに	40	100				
バドミントン用具		1式1時間ま	でごとに	30	80				
卓球用具		1式1時間ま	でごとに	80	160				
レスリングマット		1式1時間ま	でごとに	200	410				
テント		1張1日まで	ブレル		F.				
/		1   1   双1 日まじ		42					
ロッカー		1回につき			100				
シャワー		1回につき			100				
電気料及び暖房料		電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定め							
电风作从小阪店科		る額							

表4 条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

## 1人1時間までごとに210円

備考 幼児に係る利用料金は、無料とする。